

育休代替任期付職員等の採用について

育休代替任期付職員等とは？

菰野町役場本庁において、主に育児休業を取得する職員の代替として、任期を定めて勤務していただく職員（任期付職員）です。

任期に定めがあることを除いては、任期の定めのない職員（正規職員）と同等の職務内容・勤務条件で勤務していただきます。

また、以下の表のとおり、育休代替任期付職員以外の採用形態でも採用される場合があります。

採用形態	説明	採用根拠
育休代替 任期付職員	育児休業を取得する正規職員の代替職員として採用	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条
一般職の 任期付職員	産前産後休暇を取得する正規職員の代替職員として採用	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条

育休代替任期付職員等として働くには？

- 育休代替任期付職員等**選考採用試験**をご受験いただき、合格された場合に**採用候補者名簿**に登載されます。名簿の有効期間は最終合格発表の日から**3年間**です。この期間内で正規職員が育児休業に入る場合等、採用案件が発生した際に採用されます。
- 採用にあたっては、**勤務開始日**を確認させていただき、採用の調整を行うこととしています。

どんな人が働くの？

- 子育て等がひと段落し、再びフルタイムで働くことを希望される方
- 地方公共団体の正職員として採用されることを目指している方 など

これまでの知識・経験・スキルを活かし、性別や年齢に関係なくご活躍いただけます。

どのような仕事をするの？

- 原則として、休業中の正規職員の代替として採用されますので、**正規職員と同等の仕事**を行っていただきます。
- 業務内容としては、直接町民の方々と対面して行う窓口業務から、各種施策の企画・調整・庶務業務等の一般行政事務業務まで、**幅広い業務**に従事していただきます。

勤務条件は？

(1) 勤務時間

- 週38時間45分勤務(1日7時間45分、週5日勤務)
月曜日～金曜日
8時30分～17時15分(内休憩時間1時間)
- 一般職員と同様の扱いです。

(2) 給与(令和8年8月1日現在)

- ・ 一般職員の初任給(基本給)月額を参考として記載します。

学歴区分	初任給(基本給)月額の目安
高校卒	206,700 円

- ・ 初任給(基本給)月額は、**職歴等により一定の額が加算**されます。
- ・ 初任給(基本給)月額は、今後の**給与改定等の状況によって増減**する場合があります。
- ・ 一般職員に準じた**給与支給及び昇給**となります。

※ 給与には、給料(基本月額)のほか、諸手当(扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等)が支給されます。

(3) その他

- ・ 保険、年金等については、**共済組合**に加入していただきます。
- ・ 公務上の災害については、**地方公務員災害補償法**による補償が適用されます。
- ・ 育児休業及び育児短時間勤務等をすることはできません。
- ・ 定年の適用はありません。
- ・ 採用後6か月の間は、条件付き採用となります。

任用期間はどのくらい？

- 原則として、正規職員の**育児休業期間等を限度**として任用されます。
- 1回の任期は1年間を限度として、任期の更新は2回までで最大3年2ヵ月の任期となります。
- 例えば、正規職員が産前産後休暇に引き続き育児休業を取得する場合、以下のようなイメージで採用されます。なお、これはモデルケースであり、職員ごとに育児休業期間等は異なります。

【任用期間のモデルケース（例）】

		← 1 6 週間 →		← 1 年間 →		復帰
A	正規職員	勤務	産前産後休暇	育児休業		勤務
B	任期付職員 （代替）		一般職の任期付職員	育休代替任期付職員		
		採用	(引き続き) 採用			退職

- 育児休業等の取得期間に変更があった場合には、**任用期間が更新又は短縮**となる場合があります。
- 一度採用され任期満了となった場合でも、**名簿の有効期間内**で採用案件があれば、**再度採用**されることがあります。

勤務場所は？

- 菰野町役場本庁で勤務していただきます。

ご不明な点や追加・変更のご要望があれば、お気軽にお申し付けください！

（お問い合わせ先） 菰野町役場 総務課 電話 059-391-1100